

## 古代日本社会に対する

### 「家父長制」理解について

奥田 尚

#### はじめに

古代社会の基礎をなす「家族」のあり方については、周知のごとく諸先学の膨大な業績の蓄積がある。古代の日本社会の「家族」研究の理論的支柱は、マルクスの遺言として執筆したというエンゲルスの『家族・私有財産・国家の起源』に大きく依拠していることは、いまさら云々するまでもない。エンゲルスの基本的枠組みは重視すべきであっても、個々の「家族」に関連した考察は常に再検討される必要があることもまた、改めて指摘する必要はない。

本稿は、古代日本に関する古典的な研究における「家父長制」概念をまず検討し、それとともに最近の考古学の一部の業績における同概念について検討しようとする

ものである。なお、近年特に注目されている社会・文化人類学の概念を用いた研究については、別途に考えることにして本稿ではできる限り省略したい。

#### 一 エンゲルスの「家父長」概念

本稿では『家族・私有財産・国家の起源』の解釈を主対象とするわけではないので、ごく簡単にその「家父長制」概念をみるだけにしたい。以下のエンゲルスの『家族・私有財産・国家の起源』からの引用文は、戸原四郎訳の岩波文庫本（一九六五年初版）を使用し、引用文の末尾にその頁数を示すことにしたい。

まず「家族」の根幹をなす婚姻の形態と社会の形態の対応については、「このようにして、婚姻には、全体として人類発展の三つの主要段階に照応する三つの主要形態がある。野蠻期には集団婚が、未開期には対偶婚が、文明期には姦通と売春によって補足される単婚が。対偶婚と単婚のあいだには、未開の上位段階で、女奴隷にたいする男性の支配と一夫多妻性が割り込む」（九八頁）。

そして「一 血縁家族」（五〇頁）と「二 プナルア家族」（五二頁）が集団婚に対応し、「三 対偶婚家族」（六

二頁)が対偶婚に対応し、「四 単婚家族」(八一頁)が単婚に対応する。

「家父長制家族」の用語は、対偶婚家族と単婚家族の間に、「いまや樹立された男性の独裁の第一の結果は、この時期に姿を現わす家父長制家族という中間形態に示される。それのおもな特徴をなすものは、後述の一夫多妻制ではなくて、『多数の自由人と非自由人とを家長の家父権力のもとに一家族に組織することである。セム人の形態では、この家長は一夫多妻の生活をおくり、非自由人は一人の妻と子をもち、そしてこの全組織の目的は、区分された領域で畜群の世話をすることである』(モーガン、前掲書、下巻、二七〇頁)。本質的な点は非自由人の包摂と家父権力であり、したがって、この家族の完成した型はローマの家族である」(七六頁)とある。「家父長制家族」が対偶婚から単婚への移行期に生まれる形態であることは、「このような家族形態は、対偶婚から単婚への移行を示している」(七七頁)とあることに明らかである。

ここにみえる「男性の独裁」の根源は、「家畜の馴致と畜群の飼育が、それまで予想もされなかった富の源泉」(七一頁)にあり、それを男性が私的に所有した点に

ある。「富が増加するのに比例して、この富は、一方では、家族内で男性に女性よりも重要な地位を与え、他方では、この強化された地位を利用して、従来の相続順位を子に有利なようにくつがえそうとする衝動を生み出した。しかしこれは、母権制による血統がおこなわれているかぎり、だめであった。したがって、この血統がくつがえされなければならなかった。そしてそれはくつがえされた。これは、けっして今日われわれが考えるほど困難ではなかった。なぜなら、この革命—人類が体験したもつとも深刻な革命の一つ—は、氏族のただの一人にも手をふれる必要がなかったからである。氏族のすべての所有者は、依然としてそのままのままでいることができた。今後、男の氏族員の子孫は氏族内にとどまるが、女の氏族員の子孫は排除されて父の氏族に移ることにする、という簡単な決議だけで十分であった。これによって、女系による血統の算定と母方の相続権とはくつがえされ、男系による血統と父方の相続権が樹立された。」(七四頁)とある。

「家父長制家族」とは別に「家父長制世帯共同体」という用語もみえ、「今日でもなおセルビア人やブルガリア人のあいだにザードルガ [Zadruga 朋友団体] とも

訳すべきもの」またはブラットヴォ (Brattvo) 兄弟団体の名で存在し、また変容した形態ではオリエントの諸民族に存在するような家父長制世帯共同体が、集団婚から発生する母権制家族と近代世界の個別家族とのあいだの過渡的段階をなしていた、ということの証明を、われわれはマクシム・コヴァレフスキー『家族と財産等々の概説』ストックホルム、一八九〇年、六〇—一〇〇頁)に負っている。すくなくとも旧世界の文化諸民族、すなわちアーリア人とセム人については、このことは証明されている」(七七頁)とある。

さらに「この共同体は家長 (domain) の最高管理のもとにあり、彼は、外部にたいして共同体を代表し、些細な物品を譲渡することができ、会計をつかさどり、会計ならびに規則的な仕事の運営にたいして責任を負う。家長は選挙され、けっして最年長者である必要はない。女たちとその仕事とは主婦 (domica) の指揮のもとにあり、彼女はふつう家長の妻である。彼女は娘の婿さがいにも重要な、しばしば決定的な発言権をもつ。しかし、最高の権力は、成年の男女家族員全員の家族会議にある。家長はこの会議にたいして報告をおこなう。会議が最終決定をくだし、家族員にたいして裁判権を行使し、多少

とも重要な売買、とくに所有地などの売買について決定する」ともある(七六頁)。

「ドイツ人のばあいにも、ホイスラー『ドイツ法の諸制度』によれば、経済単位は元来、近代的な意味での個別家族ではなくて『世帯共同体』であり、これはいくつかの世代ないし個別家族からなり、このほかにしばしば非自由人も包含する。ローマの家族もまたこの型に還元される。そのため最近では、その家長の絶対的権力ならびに彼にたいする他の家族員の無権利状態について、強い異論がとえられている」(七八—七九頁)。

「いずれにしても、共同の土地所有と共同の耕作をとともなう家父長制世帯共同体は、いまでは従来とまったく異なった意義を与えられている。旧世界の文化諸民族やその他多くの民族において母権制と個別家族とのあいだでそれが演じた重要な過渡的役割を、われわれはもはや疑うことはできない」(八〇頁)。

以上の引用で明らかにできることは、新しい富により生じた男性の独裁によって、個別家族への過渡的形態として「家父長制家族」ないしは「家父長制世帯共同体」が生みだされるが、「家父長制世帯共同体」のなかには家長が選挙でえらばれ最高権力は成年男女の家族会議に

あるような形態をも含みうるということである。

次に「家父長制」を理解するために単婚家族についての記述をもみておきたい。「四 単婚家族。これは、すでに示したように、未開の中段階と上位段階の境の時代に、対偶婚家族から発生する。その最終的な勝利は、文明の開始を表わす標識の一つである。それは、父性に争う余地のない子をつくるという明確な目的をもって、夫の支配のうえに築かれているが、そうした父性が要求されるのは、他日これらの子が肉親の相続人として父の財産を継承することになるからである」(八一—八二頁)とあり、「この新しい家族形態がまったくの過酷さをもって現われるのは、ギリシヤ人のばあいである」として、ギリシヤ人についての夫の絶対的な権限と妻の奴隷に等しい状態が述べられる。

しかし、「それはともかく、個別家族は、いつでもどこでもギリシヤ人にみられたような古典的な過酷な形態で現われるわけではけっしてない。将来の世界征服者として、ギリシヤ人より繊細ではないにしても広い見識をそなえていたローマ人のあいだでは女性はもっと自由に尊敬されていた。ローマ人は、妻にたいする生殺与奪の権によって貞操が十分に保証されるものと信じていた。

ここでは妻もまた、夫と同様に自由意志で婚姻を解消することができた。しかし、一夫一婦制の発展における最大の進歩は、ドイツ人の歴史への登場とともに決定的に生じた」(九〇頁)「しかし、明らかにこの進歩は、ドイツ人がまだ対偶婚家族のうちに生活していて、それに照応する女性の地位をできるかぎり単婚につき木した、という事情から生じたのであって、けっしてドイツ人が伝説的な、驚くほど道徳的に純潔な素質をもってたために生じたのではない」(九二頁)とある。

これらのドイツ人に対する言及からうかがえることは、対偶婚から単婚への移行が必ずしも家父長制家族や家父長制世帯共同体の形態を通過する必要がないことである。それはギリシヤ人のうちのドリス族のスパルタについて「スパルタでは、そこでの国家観によって修正された対偶婚がおこなわれており、これは集団婚の名ごりを多く残している」(八三頁)と述べていることにも明らかである。

こうした発展系列における家族形態の変化は拙稿<sup>①</sup>での問題ではないので、ここでは差し当たって、「家父長制」の根底には「男性の独裁」があり、それは男性による富の私有に根源があることが確認されればよい。これはや

や誇張された表現ではあるが、「単婚と男性の支配とは、まさに財産の保全と相続のためにこそつくりだされたのである」（九四頁）とか、「大工業が女性を家庭から労働市場へ、工場へと移し、彼女をきわめてしばしば家族の扶養者とするようになって以来、プロレタリアの家族では、男性の支配の残りかすまでもが、そのすべての基盤を失った」（九四―九五頁）とあることにも明らかである。さらに、すでに指摘したように「家父長制」の内容には家長が選挙によりえらばれる形態までも含むことに再度注意しておきたい。つまり「家父長制」とは決して家族員に対する生殺与奪の権を内容とするものだけを指しているのではなく、単に男性による家族員の代表権にすぎないような形態までも意味すると考えられるのである。

## 二 古代日本の諸研究にみる「家父長制」概念

研究史の上でいえば一九四五年敗戦前後に、日本古代における「家父長制」概念をマルクスやエンゲルスの方論に学んで適用した最高の到達点としては、渡部義通・藤間生大・石母田正の名をあげることができるし、

藤間・石母田を批判的に検討した門脇禎二も時期的には遅れるもののそれに含まれる。それぞれの研究における「家父長制」概念を考えてみたい。

渡部義通の論については『日本古代社会』をとりあげ、以下の引用などの頁数は三笠書房版による。<sup>2)</sup>渡部によれば、氏族共同体の生産力の上昇は、内部に「血縁的近親団」・「親族群」（エンゲルスのいう「共產主義的親族群」）である「屋族（やから）」を生みだす。この血縁的近親団・親族群は、農業生産が盛行するようになると氏族共有地を割り当てられて一つの生産単位として固定され、次第に経営の主体化していく。しかし、まだ氏族から独立してそれに対立するような社会関係には到達しておらず、氏族に包摂されて氏族的有機体の分枝を形成している。（三五―三六頁）

「はじめ單に生産單位として現はれた個々の『親族群』は、私蓄蓄積の可能的及び現實的條件（奴隸・土地・その他の生産手段及び生活手段）を取得し、財産直系世襲制の発達につれ、世帯は『非自由人の同化と父權』に特徴づけられた『家父長制的大家族』へ向つて氏族内に分立して行く。」（三九頁）それとともに族長らの地位も性質も変化し、私有財産（人的および物的な）と「力」に基づく

特権的地位を獲得するようになり、政治的支配者化して一般氏人と対立しつつあった。これとともに族長およびその近親族圏に身分的特権が形成されて、そうした特権を専有した強族が「宗族」として自らを権威づけ、原始的な「姓」なども生じさせる。

「今や社會經濟的單位は實質上氏族より家長制的大家族(『戸』)―奴隸制及び私有制を潜在するところの―へ分解しようとし、収取と階級支配の諸要素を内包しつつ漸くにして『農業共同體』(村落共同體)が出現する。一般的に云つて、一元的・前階級的構成をなせる氏族社會はその解體期・即ち多元的な最初の階級的構成への過渡期に立ち、將に後者の門戸を叩きつつあったのである。」(四〇頁)これが西暦二世紀ころまでに西日本の先進社會がたどりついた段階であった。

こうした解體期の氏族社會の矛盾は、外的には征服戦争の拡大へ向かい、その結果得られた被征服民は種族ぐのみ奴隸化されるか、また一部は族長や富者の世帯に奴隸として従属した。族長や富者の世帯に取り入れられた奴隸は、当初は補助労働力であったが、労働生産性の上昇により当該世帯の家族を直接的生産から遊離させるとともに、主要な労働力となった。こうした族長や富者の

世帯の奴隸労働は、彼らによる土地など生産諸条件の私有を發達させ、種族奴隸の土地と奴隸は彼らに分割所有されるようになる(五四頁)。氏族内部の富裕ならざる世帯もまた氏族共同体からの独立の傾向があったが、共有地が有力家族により私有されて狭小化したことや、労働力と生産物の貢納義務が増加したことなどにより貧窮化し、不断に奴隸化する方向にあった。

こうして氏族社會の解體―奴隸制社會の發達は、家長的なディスボテイズムの支配をもたらした。それは個々の族長・奴隸所有者による「私民」および旧氏人に対する家長的支配に根源があるが、(1)そうした族長たちによる支配形態が長く継承された結果、支配機構に深く家長制的色彩が残らざるを得なかったこと、(2)そうした支配下で解體過程にある後進地域の広範な氏族共同体からは不断に「家長制世帯」が析出されるので、家長的な体制・イデオロギーが不断に生みだされることによるものである(二六四―二六五頁)。

渡部の論の特徴は、西日本の先進地帯では家長制世帯は征服戦争の結果得られる奴隸を世帯内部に包摂し、それが日本の奴隸制の規定的な存在になるとするところにある。

藤間生大の「家父長制」については『日本古代国家』をみるが、以下の引用などの頁数は伊藤書店版による。<sup>4)</sup>

まず藤間は、「世帯共同体」の範疇に注目し、「世帯共同体」の形態は経済単位であると同時に経済組織であり、一つの家族として生産消費などすべての経済活動が一家族内において統制され、ほとんど純粹の共産経済を行なう共産団体であり、その内部に数個の単婚小家族が含まれているバルカン半島に特徴的なツアドルガを基準として、このような形態にあてはまる団体のことであるとす(九頁)。

エンゲルスの『起源』に引用されたコワレフスキーの説においては、地縁的でありそこに含まれる各単婚家族の独立性が高いとされる村落共同体の前段階の共同体は「世帯共同体」であるが、それではツアドルガに類する日本の郷戸はといえば、近隣に血縁の連帯もあるが同時に「五保」の制度にみられるように地縁的な連帯性の慣習が存在する。大化前代にはこのような血縁のかつ地縁的な共同性つまり共同体が存在したはずであるが、このような共同体を「世帯共同体」とよぶとすれば、「世帯共同体」概念に混乱が生じる。そこでこれを藤間は「親族共同体」と命名し、それは「氏族共同体」と「村落共

共同体」の中間的な構造と形態を持つものと規定する(三六頁)。

「親族共同体」は「共同体」である以上その基礎は土地の共有にあるが、それを前提にした上で夫婦別居制という婚姻形態をその特徴として指摘できる(三四頁)。この夫婦別居制は、石母田正の見解があるように家父長的に変質されて出現した「差別的別居制」であり、さらに家父長制が発展すれば夫婦同居制にいたるものである(二二頁)。「親族共同体」はやがて土地占有の主体であるいくつかの単婚家族の集まった「大家族」を生みだし、さらにそれを単位にした土地の共同所有を中核として、この「大家族」は次第に独立性を確保していく。こうした「大家族」を藤間は、形態的には「世帯共同体」であるが、歴史的意義は相違するとして「家族共同体」と命名する。「以上の様な過程をもつて戸主の差別的な立場が婚姻制に於て発生しながらも、大家族それ自體は一個のまとまった團體となつてきたのであるから、いはゆる家父長制と共同體制といふ一見相反する要素の上に立つ家父長的家族共同體の實體はかゝるものを示すのであらう。従つて先に差別的な夫婦別居制をもつて論じた家父長制は如上の大家族體制の成立過程を背景として考へて

初めてその具體的な性格が明白となる。」(四五頁)

また、「家族共同体」を形成しうる家族が存在する一方、形成しえない家族は寄人となつて「家族共同体」に受け入れられる家族も存在し、その寄人は奴婢が「家族共同体」内に抱え込まれると、次第に奴婢に近い存在になつていく。むしろ非血縁の奴婢などを隷属させるようになる場合が主要となり、それとともにその統制のために組織と力が必要となり、漸次自家の家族構成員から傍系血縁者を分離させ、その共同体的な構成を喪失する。こうして成立するものが「古代家族」である。

その統制のための組織と力こそ「家父長制」を指すのであろうが、「大化前代」に於ても家族共同体(『郷戸』)には當然『家長』はゐたであらうが、その時の家長は共同體員の指導者の意味をもつて多分に家族となごやかな態度をもつて密接に結びついてゐたものとおもはれるが、この官制による家長制は次第にこれまでの家長の性格を變化させるであらう。(四九頁)として、律令国家が郷戸を社会・経済・法制的な主体としたことによる家長の性格變化を述べる。

藤間の論では、「家族共同体」段階での「家長」は共同体成員の指導者であり、それが次第に傍系血縁者の分

離と非血縁者の抱え込みにより「家父長制」になり、その「家父長制」は律令国家によつて体制的に補強されたということになる。なお、藤間の家族論の根底にあるのは戸籍・計帳の分析であり、それから抽出された類型から「家族共同体」なり「古代家族」を導き出すのであり、奈良時代でさえ「家族共同体」が存在し、したがつて「家父長」権の未確立な家族が存在することになる点を注目しておきたい。なお、藤間は「家父長制」と「共同体制」が「相反する要素」であると指摘している点も注意しておきたい。

次に石母田正の「家父長制」であるが、石母田の家族や共同体を扱った有名な業績は、「古代村落の二つの問題」と「古代家族の形成過程—正倉院文書所収戸籍の研究—」とである。「家父長制」についてのまとまつた記述は後者に多いので、ここでは後者を見ることにしたい。なお、引用等の頁数は校倉書店『歴史科学大系・第二巻』所収論文による。<sup>5)</sup>

石母田は、「わが国の初期社会における血縁組織の史的発展の系列において、郷戸的家族に先行する二つの段階であると考へられる氏族共同体、および親族共同体は、戸籍に現はれた郷戸的家族における血縁の組織の仕方を

通して理解されまた郷戸自体が周辺の家族と結ぶ親族的諸関係もここから理解しなければならぬものである」(二二四頁)とし、「親族共同体」に注して藤間の業績をあげる。ここで石母田が「郷戸」としてイメージしているものは、「郷戸が若干の家から構成される家族共同体的な組織をもつてゐたことをまづ注意する必要がある。

しかし郷戸が家族共同体であるか否かは、単にその構成の仕方のみからは論断することはできない」(二三頁)といい、戸籍・計帳に対する種々の分析の結果として「戸籍に見られる郷戸は已に崩壊しつつある段階に属するものと考へられるから、かかる郷戸を以て家族共同体といふことは誤りであるが、しかしその構造から見て郷戸の前身がツアドルガ型家族共同体であったことは確かであらう。」(二七〇頁)というものであり、結論的には「かくして吾々はこの時代の家族形態において、古代家族的なものと家族共同体的なもの、即ちローマ的なものとゲルマン的なものが、相互に推移し合ひながら対立してゐることを見透されるのである」(二七四頁)と述べた。

「家父長制」については、「家父長的家族および父権的家族といふ言葉はそのもつ多義性は別としても、何等特

定の家族構造に規定された家族の形態を意味するのではなく、母系家族と近代の市民的婚姻家族との中間に位置する長い世紀に亘る家族形態を意味するものであった。それは家族史においては具体的意味をもつても、家族を歴史研究の一環として取扱ふ吾々にとつては更に具体的に反省しなければならぬ概念である。」(二二七頁)という形で一般的な事情が説明されている。

具体的に律令期の家族については、血縁という紐帯は必要条件でも十分条件でもなくなっており、「即ちここでは家族は以前の形態とは異なつて、血縁を超えたところに家族としての社会的結集の基盤をもつてゐるといはねばならず、このことは血縁者の自然的な集団として発展して来たかかかる社会集団にとつては一つの重大な転換といはねばならぬ。この新しい家族を統一し支へてゐるものは、従来の家族形態が知らなかつた家族集団の集中的表現としての家長の権力であつて、血縁者の自然的な共存ではない。しかしこの家長の権力といふものも決して家族員の共存のために必要な指導的な性格をもつ太古的な家父長権ではなくして、家族がその内部において非血縁的な非自由民の多数を包含してゐるといふ家族の分裂から必然的に惹き起されて来るところの強力的な

権力であったが、しかしそれは単なる超越的なデイスポティズムでもなく、家族集団の社会機能と切離せないものであり、この点で牧歌的な太古の家長権の性格を失ひ得ないものであった。かくの如く家族の内部構造が二重の層に分裂してをり、従つて家族の社会集団としての基礎が従来の自然的な血縁の結合を超えたところに移り、それを支へてゐるものが家父長権に在るといふかかる家族を私は厳密な意味における古代家族と呼ぼうと思ふ。かかる構造の家族はヘブライ人およびギリシャ・ローマの古代家族において典型的に知られているものであり、古代ゲルマン人の家族さへもその萌芽を示したところのものであつて、それは家族がその発達 of 歴史において必然的に経過すべき一つの世界的な段階であるといへる。」(二二五—二六頁)という。

石母田の論で注意しておくべき点は、長い引用の中にあるように、律令期の家族の「家父長」権は無制限の強権であつたのではなく、牧歌的な太古の家長権の性格を失ひ得ないものとしてゐる点である。しかし、それがギリシャ・ローマの古代家族を典型とするという形で対比され、その世界的な意味が強調されると、「家父長制」の理解がギリシャ・ローマの古代家族に引きずられる結

果を生みだす。

いうまでもなくエンゲルスの『起源』にも、「Familia〔家族〕という言葉は、本来は、感傷と家庭不和とから構成される今日の俗物の理想を意味するのではない。ローマ人のばあいには、それは当初、けつして夫婦とその子供を指すのではなくて、奴隷だけを指す。Famulus は家内奴隷のことであり、familia は一人の男に属する奴隷総体のことである。ガイウスの時代〔紀元二世紀〕になつても familia, id est patrimonium (ファミリア) すなわち相続分) は遺言によつて遺贈されていた。この表現は、ローマ人が一つの新しい有機体を表示するために発明したものであつて、この有機体の長は、妻子と多数の奴隷をローマ的家父権力のもとに従え、全員にたいする生殺与奪の権利をもつていたのである」(七六頁)とある。これを想起すれば日本古代家族の「家父長」もまた、家族員全員に対する生殺与奪の権を有するかのやうに誤解されるのである。石母田は「ギリシャ・ローマの古代家族において典型的に知られている」といつているのであり、日本の古代家族をギリシャ・ローマの古代家族と同じといつてゐるのではない。

最後に門脇禎二の論を「家族と村落」についてみてお

きたい。引用等の頁数は学生社『古代史講座・第六卷』による。門脇は、日本古代の戸令をみるかぎり「家長権」の強大さが目につくものの、それは律令の法理念によるところが大きいという。「ところが従来、諸説においては、こうした家長権の強さを隷属的家族員や直系親族との関係において、あまりに強く考えすぎているように思う。つまりこういう疑問である。家長権とか家父長的統制というけれども、その古代的特質はどこにあるか、あるいは封建社会における家父長権とどの点がちがうか。こうしたことが案外に考慮されていないように思う。あるいは、古代における家父長権が対応する現実的基盤を説くために、もともとファミリーという語がゲンス(Gens)において家畜(pecunia)とともに特定の専有物とされた奴隷(familia)を意味したというローマの最初の家父長制家族の歴史にふれた語源的説明や、また律令制下の日本古代家族が親族共同体から奴隷制的大家族へ転移したものであったとする藤間生大・石母田正らの学説を、意識的にせよ無意識的にせよ前提としているように思う。」(三〇五頁)と述べる。

それでは門脇は日本の古代では「家父長」権が弱いと  
いっているのかといえば、もちろんそうではない。戸

籍・計帳から復原できる一般的な家族形態は「家父長制的世帯共同体」であるが、「世帯共同体」という家族の原初形態はすでに弥生時代にみられ、以来数世紀の後の戸籍・計帳の時代の「家父長制的世帯共同体」もおおしくそれに制約されているのであり、問題は土地占有の主体として「家父長制的諸関係」がいかに形成され展開していくかにあるという(三一頁)。

門脇は古墳時代に鉄鍬や鎌や鋏が集落しから発見されることはありふれた事実であり、したがってすでに生産用具の私有は「家父長制的世帯共同体の各世帯ごと」に(三二六頁)行なわれていた。しかしながら「生産性の向上に重要な金属製生産用具の生産が不十分で国内における鉄炉の発達はなお七世紀をまたねばならず、その点で、朝鮮系原鉄による農具を地域首長層が独占していた伝統の様相は、容易に脱却できなかったものとみてよい。したがって、生産用具の未発達を、集団的労働―大規模な協業で補う必要が常に続いていたのであって、郷戸でもなお不十分であった個別労働をいっそう小さな房戸(世帯)が実現しうる条件はなかった。」(三一八頁)という。

「したがって、世帯ごとの自立化といっても、それは家父長制的世帯共同体の、家父長制的統制に対する対立

であり自立化であった。だからそれは、直接に家父長制的世帯共同体を分解させたのではなく、それに先立ってまず家父長制的世帯共同体の素朴な在り方を複雑ならしめ多様化させた。つまり家父長らは、世帯の自立化という新たな事態に直面しつつも、生産の維持のために家族秩序のより強固な再編成にかかるのである。だから労働力を確保するため諸世帯をつなぎとめようとする家父長制的統制によって家族がさらに複雑な形態を生じて分化してくるのはまさにこの段階であった。」(三一八頁)

門脇の論で不可解なのは、生産用具を私有する世帯が自立できる条件がないのに自立をしようとすると、家父長は生産維持のために家族秩序のより強固な再編成に向かい、その結果として家族に複雑な形態を生じるという論理である。世帯に自立できる条件がないのなら、世帯は自立の方向に動かないのが当然ではなからうか。しかも、鉄製農具は世帯にすでに私有されているのに、なお朝鮮系原鉄による農具を地域首長層が独占していた伝統の様相があったとすることも理解が困難である。さらに日本における鉄の国内生産は、少なくとも五世紀後葉まで遡ることが実証されたという都出比呂志の記述を考慮すれば、それを七世紀とすることによる門脇の論理は成

立しえないであろう。

以上、藤間・石母田・門脇の「家父長制」についてみてきたが、各論に具体的様相に相違はあるものの、「家父長制」概念は具体的な家族形態について個々に考察されるべき性質の概念であるという点は共通する。個々の具体的な家族形態を抜きにして「家父長制」概念を使用するとすれば、それは石母田が述べたように「母系家族と近代の市民的婚姻家族との中間に位する長い世紀に亘る家族形態を意味する」にすぎないのである。いうまでもなくこれは前項の末尾に述べたエンゲルスの「家父長制」概念と対応するものである。

### 三 注目すべき近年の考古学の研究と「家父長制」概念

まず、群馬県黒井峯遺跡はその重要性については今さら述べる必要もないが、発掘現場を突見したことから個人的に受けたショックは大きかった。榛名山の噴火による軽石で一挙に埋まった六世紀後半の村落の一部が、軽石を除去しさえすれば焼けているとはいえ現実に目にする事ができたからである。もちろんそれが直接に「家父長制」概念を物語るわけではないが、土層をなめ

るようにはぎ取り錯綜する柱穴から同時期の住居を推定しなければならぬ従来、住居跡からはえにくい直接的なイメージがえられた。少なくとも数軒の住居（竪穴式や平地式）が居住区として存在し、居住区内部にも外部にも畑地があり、そうした居住区Ⅱ宅地が多数集合して集落を形成していたのである。

この黒井峯遺跡の住居形態を踏まえた注目すべき業績に、都出比呂志『日本農耕社会の成立過程』（岩波書店）の論がある（以下の都出説の引用等の頁数はこれによる）。都出は、こうした宅地を同じくする集団を「世帯共同体的小集団」とよび、こうした小集団の個別経営を低くしか評価しない吉田晶や鬼頭清明の見解に対して、「農具所有のあり方からいっても、また右の黒井峯遺跡における宅地内外の畑地の保有の様子からみても、これら宅地を共通にする小集団規模で耕起から收穫までの作業が可能であったことは疑いない。」（二五七頁）という。都出は、弥生時代から古墳時代（一部は律令期）の農業技術の発達と耕地の開拓、住居と消費生活の単位、集落の構造、地域圏と交易圏を詳細かつ論理的に検討し、その結果、「原始社会の採集経済から初期農耕段階までの社会が経済関係として小経営を基礎とする」というテーゼを

樹立し、しかもそれは世界的に共通するとした。後述するように都出は、このテーゼの樹立のために家族史を含む親族関係論の理論的再検討を行なっているが、そこでは「家父長制」について言及するものの、そこ以外ではおそらく何らかの含意があつたことであろうが、慎重に「家父長制」の用語をさけているようである。

都出の論における「家父長制」の問題は後にまわして、次に同じ考古学分野で「家父長制」に関する注目すべき業績として田中良之『古墳時代親族構造の研究』（柏書房）の論をみておきたい（以下の田中説の引用等の頁数はこれによる）。

田中は形質人類学的方法としては齒冠近遠心径・頬舌径ならびに頭蓋骨等の非計測的小変異を親族関係判定に利用できるとし、さらに埋葬順序、埋葬回数、埋葬間隔、埋葬状況などの考古学的情報を加え、総合的に判断すれば一墳墓複数埋葬例の親族関係はある程度確実に把握できるとした。田中の取り扱った事例は多数におよぶが、本稿との関連からいえば大分県中津市と下毛郡三光町にまたがる五世紀後半から六世紀後半（一部は七世紀）におよぶ総数八〇基の上ノ原横穴墓群のうちの六例、山口市大字朝田字勝井所在の朝田墳墓群のうちの四横穴墓例

(六世紀前半と中葉) が注目される。

上ノ原横穴墓群では、一つの横穴に同時に埋葬されているのは父とその男女の子(子のうち次に家長となったものを除く)であり、次の家長が葬られている横穴にも同じく家長(父)とその男女の子(子のうち次に家長となったものを除く)が基本である。男の子のうちには妻子をもつていて当然の年齢のものもあるが、その妻子は葬られていない。女の子のうちには経産婦が含まれる例もある。田中はこれを基本モデルⅡと命名する。朝田墳墓群の例はこれに家長の妻を加えた形態であり、これを基本モデルⅢとする。

田中は、基本モデルⅡは「父子直系の血縁原理」(二三〇頁)により出現するといひ、しかし同時に「強固な父系制と呼べるものではない」(二三六頁)とも述べ、「基本モデルⅡ・Ⅲから推定される家族集団のあり方は、単に父系直系の継承を行うだけではなく、直系親族の傍系親族に対する優越をも含むものと考えられる。傍系親族は、分節化・独立を果たし得ない場合は、直系親族(家長世帯)に従属していく他なかったと思われ」(二三八頁)るといふ。

さらに田中は、上ノ原横穴墓群の直下に位置する佐知

久保畑遺跡(六世紀後半末)の集落遺跡と横穴墓群は対応する可能性が高いとする。佐知久保畑遺跡では三、五軒ほどが一区画を形成するが、これを横穴墓構築の単位とみ、同一区画内の建物の差異が直系親族と傍系親族の差に対応するといひ、この横穴墓のあり方は中層農民層の姿を反映するという。以上を総合して田中は、「少なくとも古墳時代後半期においては直系親族を核として傍系親族を含めた経営体としての家族集団Ⅱ世帯共同体が存在し、そのリーダーシップ(家長権)の継承は父系で直系的に行われていたことが指摘でき、その姿は厳密にはいわゆる『家父長的世帯共同体』には相当しないにせよ、よく似たものであったということができらるだろう。そして、その家族集団の父系かつ直系的継承は、墳墓からみる限り一〇〇年ほどの間安定的に行われているのである」(二七四頁)といふ。

まず田中の説に対して感じる疑義は、これら横穴墓を中層農民層のものと判断してよいかどうかである。五世紀後半からという時期において中層農民層が横穴を形成しうるとすれば、全国的視野でみればいたるところに同種古墳が群在するはずであるが、それほど多数の墳墓が存在したのであろうか。次に横穴墓の複数埋葬が家族

であることが確實になったことの意味は大きいものの、いずれの場合も家長の骨とみられるものが原位置をどめず、追葬に際して片づけられており家長骨に対する配慮がまったくないことをみれば、家長のリーダーシップの存在そのものが疑問となる。第三に隣接する横穴墓に親子関係が認められたとしても、家長の地位の継承が一方の横穴から他方へという直系的に継承されたとみることとはできず、一方の家族の子供たちが順に継承し、最後に残った子供の一人が次の横穴の築造者であった可能性は否定できない。ちなみに上ノ原例では鉄刀の副葬をもって家長の地位を認定しているが、第一の疑義にも関連するがはたして鉄刀が家長の地位の象徴となりうるのであろうか。古墳時代の人骨の遺存例が稀である以上やむをえないのであるが、田中説を承認するには例証が乏しすぎる感は否めず、田中も「この家族集団は『家父長制家族』そのものではない」(二八四頁)といい、「似て非なるものとしても『家父長制家族』様の」(二七六頁)と慎重に述べるように、「家父長制」との関係は慎重な判断が必要である。

再び都出に戻ると、都出は家族史を含む親族組織論との関係もまた視野に入れており、「日本古代の親族組織

は厳密な家父長制原理が貫徹したものではないが、これを双系制社会ということはできない。渡来系の集団や財産の蓄積をなしたげた上位階層において父系原理が認められることの意味をまず重視すべきであろう。したがって、日本古代の家族は中国北部地方や古代ローマの社会のような家父長制家族の典型とも、また太平洋地域のような双系制原理の典型とも同一視できないのであり、家父長制か双系制かという二者択一論法ではなく、これらとは異なる第三のタイプの親族原理を設定し、そのメカニズムを解明することによって日本古代の家族をより正確に把握すべきであろう」(四五五頁)という。

日本古代に双系制の存在を認める説は周知の如く吉田孝により提起されたものであるが、都出は吉田説を評して「さらに双系原理を重視するが故に家父長原理が認められないとするだけでなく、個人を中心とする親族原理であるキンドレッド原理を重視する立場から世帯共同体的結合そのものさえ認めないのである。つまりこの説は、家父長的世帯共同体説と鮮やかな対照をなす考えである。近年では、吉田説を支持する研究者が増加しつつある」(四四六頁)とする。吉田が双系制を提起した理論的根拠については、すでに都出も指摘しているように清水昭俊

により批判されている。<sup>(1)</sup> 清水は、「『父系出自集団』といわれているものは、『父系出自集団』の概念に『近似』する集団」ではないが、そうした「父系集団」の原理によって、吉田双系説のすべて理論的根拠は理解できるという。

#### 四 まとめにかえて

門脇が「そもそも、世帯共同体という家族の原初形態は、先述のように弥生式時代の集落遺蹟からも認められるところである。いろいろな数世紀を経て籍帳の造られるこの時代に至っても、諸家族の形態はなお強くそれに制約しつづけられていたのである」(三二一頁)と述べたことは、都出の研究によって「考古学の研究が明らかにした弥生時代から奈良時代の居住形態は、基本的に二―三の小世帯の集合からなり、それらが柵や溝で囲まれた空間に緊密な集合体として存在するのであり、決して小世帯の散在という形態をとらない点は世帯共同体の存在を否定することを困難とする」(p. 454)という形で実証的に総括された。

そして少なくとも西日本よりは自然条件の厳しい榛名

山近傍の黒井峯においてさえ、囲い込まれた宅地内に畑地があるという形で家族共同体による土地の少なくとも占有が六世紀後半段階で成立していることは確実である。この私的な占有を門脇のように「家族の共有財産(動産あるいは労働によって生産された不動産Ⅱ耕地・用水等々)の代表者による家父長制的所有形態」といえるかどうかは、占有主体の家族共同体の紐帯がどの程度に家父長制原理によって形成されているかにかかわって判断されるべき問題であろう。

藤間に「いはゆる家父長制と共同體制といふ一見相反する要素の上に立つ家父長的家族共同體」(四五頁)という指摘があったが、これは「一見相反する要素」ではなく、「家父長的家族共同體」は家父長権の発達により「古代家族」にいたるのであるから、家父長権の発達過程にたとえ「家父長的家族共同體」という過渡的形態が存在したとしても、「家父長制」と「共同體」は本来本質的に相反する要素そのものである。従来諸研究は「家父長制」の発達をもってあたかも社会の進歩のように捉え、「世帯共同體」の根強い「残存」との対抗関係をもって日本の特質を描き出そうとしたのは、あまりに「世界的法則」にとらわれすぎたものであろう。

結論的には同じことであっても、「世帯共同体」の「共同性」を重視する人々の営みにより「比較的平等」な家族集団が社会の基底に広範に存在し、それを破壊・再組織しようとする「家父長制」原理により組織された支配者層と対立しているという様相が、少なくとも六世紀後半以降八世紀までの古代日本の状況であったといえよう。ちなみに「世帯共同体」の「共同性」の根強い（「残存」ではなく）確保・維持こそが、あたかも日本の古代社会が「双系制」的原理によるとの印象を与える原因であろう。なお、社会の基底がかかる「比較的平等」な原則による「世帯共同体」であったとすれば、その「比較的平等」性は支配階級における「家父長制」の進展にも一定の制限的役割を果たしたと考えられ、社会全体にわたかも「双系制」的な印象を与える結果になるとみてよいのである。

〔附記〕 本稿をほぼ完成した段階で、大学時代に指導いただいた高尾一彦先生から「日本母系制家族の痕跡」〔『世界人権問題研究センター研究紀要』第一号・一九六六年〕をいただいた。先生は「平安時代の名田経営について」〔『日本史研究』三〇号・一九五六年〕によって、「家父長制的家族共同体」の概念を提示された後、

「主として近世史研究に転じられた。ふたたび「家父長制」に関する論文を書かれたのであるが、そこに示された「家父長制家族」概念は、「農工未分離の自給自足経済を基礎とし家父長の伝統的支配に従う家族を、その内容として理解する」というものである。これは前近代を通じて存在するものであり、近代資本制下の単婚小家族の家父長制家族とは区分されるものであり、「前近代の家父長制家族」とよぶべきものとされる。

本稿は古代史のみを問題にしたのであるが、そのような狭い範囲の「家父長制」に目を奪われていては、問題の本質が見えてこないと注意されたような気がする。本稿を作成しようとした意識の根底には、経済的な関係から理解される「家父長制」ないし「家父長」権を、あまりにストレートに社会諸現象へ安易に適用しすぎてきたのではないかという問題意識があった。（あるいは「古代家族論」が脚光を浴びた後に日本史を学び始めた私だけが、古代日本の「家父長」権を「家族員に対する生殺与奪」権と誤解しているに過ぎないのかもしれない）が。

それはともかくとして、経済関係とそれが社会現象化する間には大きな断層があり、そこに性差ならびに

年齢差あるいは個人差や社会的伝統等々の複雑な仕組みが存在するのではないか、という問題意識があったのである。そんなことは自明だといわれれば、自明かもしれないのであるが……。

注

- (1) 関口裕子「古代家族と婚姻形態」(歴史学研究会・日本史研究会編『講座・日本歴史』第二巻・東京大学出版会・一九八四年)は、エンゲルスの家族の発展段階の(1)血縁家族↓(2)ブナリア家族↓(3)対偶婚家族↓(4)単婚家族は、生殖的集団としての家族の発展段階とし、エンゲルスには別に(A)(氏族制下の)母権制家族↓(B)家父長制家族↓(C)個別家族の発展系列があり、これは「実際の家族」の歴史的發展系列であるとした。その上で前者の(2)・(3)が後者の(A)に、(4)が(B)・(C)に対応するとした。この関口の理解は、原秀三郎「歴史理論と家族範疇」(歴史科学者協議会編『歴史における家族と共同体』一九九二年・青木書店)でもほぼ支持されている。
- (2) 渡部義通、藤間生大、石母田正の学説を詳細に検討した代表的業績に、関口裕子「戦時中に達成された藤間生大・石母田正の家族・共同体論の学説史的検討―渡部義通の所説と関係して―」(青木和夫先生還暦記念会編『日本古代の政治と文化』吉川弘文館・一九八七

年)がある。

- (3) 渡部義通の基本的業績は、『古代社会の構造』(伊藤書店・一九四八年/復刻版・三一書房・一九七〇年)と『日本古代社会』(三笠書房・一九三六年/復刻版・三一書房・一九七〇年)であるが、本稿は三笠書房版によった。

- (4) 藤間生大『日本古代家族』(伊藤書店・一九四三年)が基本的業績であるが、入手できなかった。関口裕子注(2)によればその著書は、藤間生大『日本古代国家』(伊藤書店・一九四六年)の「第一章古代国家」(一頁〜二四頁)と同内容ということなので、本稿は『日本古代国家』によった。

- (5) 石母田正のこの問題に関する基本論文は、「古代村落の二つの問題―正倉院文書所収戸籍の研究―」(原発表年次は一九四一年、『石母田正著作集』第二巻・岩波書店・一九八八年に収載されているが、本稿は歴史科学者協議会編『歴史科学大系第三巻・古代国家と奴隸制(下)』・校倉書房・一九七二年所収論文による)と「古代家族の形成過程」(原発表年次は一九四二年、『石母田正著作集』第一巻・岩波書店・一九八八年に収載されているが、本稿は歴史科学者協議会編『歴史科学大系第二巻・古代国家と奴隸制(上)』・校倉書房・一九七二年所収論文による)である。

- (6) 門脇禎二の基本的業績は、『日本共同体の研究』(一九六〇年・東大出版会)であるが、本稿はまとまった記述がされている門脇禎二「家族と村落」(石母田正ら

- 編『古代史講座』第六卷・学生社・一九六一年)による。
- (7) 都出比呂志『日本農耕社会の成立過程』(岩波書店・一九八九年)。
  - (8) 吉田晶『日本古代社会構成史論』(瑞書房・一九六八年)
  - (9) 鬼頭清明『律令国家と農民』(瑞書房・一九七九年)
  - (10) 田中良之『古墳時代親族構造の研究―人骨が語る古代社会―』(一九九五年・柏書房)
  - (11) 清水昭俊「ウヂの親族構造」(大林太良編『日本の古代第一一巻・ウヂとイエ』・一九八七年・中央公論社) 八五頁。